

統治テクノロジーのグローバルな展開と 「人種化」の連鎖

—— 日本近代の部落問題の成立をめぐる ——

関 口 寛*

はじめに

本稿では19世紀末から20世以前半期にかけて、グローバルに伝播した新たな知識・技術・制度のもとで部落問題が人種主義と共鳴しながら成立した過程を、近代の生—政治的な統治との相関のもとに考察する。

日本社会におけるマイノリティ集団としての被差別部落民の存在は欧米の日本研究者の間でもよく知られる存在といえよう。1968年から2003年まで日本政府はこの社会問題の解決を目的として同和対策事業を実施した。だがその後も部落差別事象は後を絶たず、2016年12月、「部落差別解消推進法」が成立した。この中で、政府は現在も部落差別が存在することを認め、その解消に務めることを定めている。

日本では、部落問題は長らく前近代社会における封建的身分制度の残滓として理解されてきた。しかし、身分解放令が出されてから約150年が経過し、近代化と経済成長をとげた現代にも差別が存在することを鑑みれば、従来の解釈枠組がもはや現実を合理的に説明しえていないことは明らかであろう。

こうした状況に対し1990年代以後、近代社会の編成原理に組み込まれた差別の機制を解明しようとする部落史研究の見直しが進められてきた。ひろたまさきは、文明開化期をはさむ明治期の社会言説の分析から、近代日本社会が「一君万民」理念に根差した血統的差別秩序と、「文明／野蛮」という二項対立的価値規範のもとへの分割、という新たな差別の論理を伴いながら形成されたことを指摘した¹⁾。また藤野豊は歴大な近代部落問題言説を分析し、社会ダーウィニズムや優生思想の影響を指摘した²⁾。一方、黒川みどりは伝統的な種姓観念の観念に近

* せきぐち ひろし 四国大学経営情報学部

代の人種観念が重層しながら近代の被差別部落民理解が形成されたと論じた³⁾。

筆者も 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてのアカデミズムにおける部落民調査や、社会事業家による貧民心理論を分析し、そこに西洋から移入された科学的人種主義を指摘すると共に、部落民を「他者化」する眼差しが日本の主流社会の自己認識を育み、社会の優生学的再編へと繋がったことを論じた⁴⁾。とりわけ近代の差別機制を分析する上で重要となるのが、こうした人種差別主義や優生主義を単なるイデオロギー（虚偽意識）としてではなく、近代社会の人間の統治やその主体化との連関のもとに捉え直す視点である。

M・フーコーは、公衆衛生や社会医学をつうじて人間の健康の心身を管理し、その生を効率化・極大化する権力の働きを近代資本主義下の統治の特徴として論じ、これを「生一権力」と呼んだ。この権力は生物学的な種という観点から人間を集合化した塊（人口）として捕捉し、その生命プロセスに介入することにより、社会全体の生産性を高めることを目標としている。生一権力は人びとの欲望に即してその振る舞いを水路付け、「より良い生」へと導く。フーコーによれば、人口に対する統治においては、統計的に補足される偶発性（疾病・犯罪・狂気・事故など）の管理が目指される。その際、人間種は下位区分としての人種集団に分割され、退行者や異常者という生物学的危険の炙り出しをつうじて生きるに値する生／値しない生として階層化される。こうして、生一権力を駆動させる根本メカニズムとして人種主義が機能しているのだという⁵⁾。

N・ローズは、フーコーの統治性研究を発展させ、19 世紀後半以後、人間の能力を測定し、「正常」／「異常」を判定する心理学の専門知と技術、「Degeneration（変質・退化）」論や優生学、教育・福祉・矯正の実践が結びつくことにより、人間存在の実践的管理が実現されたことを論じ、この統治の網の目を「心理学的複合体」⁶⁾と呼んだ⁷⁾。ローズは、心理学や優生学が閉ざされたアカデミックな領域で生まれたのではなく、人間の实在や問題解決をめざす制度や実践と深く関わりながら登場したことに注意を喚起している。すなわち、様々な科学的な知は人びとの意識を欺くイデオロギーとして機能したのではなく、言説、実践、技術、司法、制度、エージェントからなる「統治の複合体」のなかで「真理」を見出すことを可能とする機能を果たし、それによって兵士、労働者、子どもなどの近代の人間の主体化とその管理が実現可能となったのである⁸⁾。

こうした「統治の複合体」やそれを通じた人間の主体化は、人種主義とどのような連関を有していたのか。あらためてフーコーの議論に立ち戻って検討することが求められよう。そして翻って、今日まで存続してきた被差別部落民や様々なマイノリティへの抑圧について考察するためには、近代日本における人間に対する統治がどのように実現されたのか、また人種主義の言説をつうじて社会が再編されていった過程を解明する必要があるだろう。以下、この問題認識のもとに 20 世紀初頭における近代部落問題の成立について考察を行う。

1 人間の「正常」と「異常」

1-1 種としての人間とその発達「標準」

日本の近世社会には、「穢多」身分以外にも「非人」その他の賤民が存在したことが知られている。通説では明治期以降、後者に対する排除や抑圧は解消していった、とされてきた⁹⁾。対照的に前者に対する差別観念は根強く残存し、被差別部落の存在が社会問題として浮上する19世紀末以後、「特種部落」の呼称とともに深刻な差別の対象とされるに至った。近世から近代への移行過程に登場したこの呼称は、身分差別から社会的差別への変容のメルクマール、あるいは近代部落問題の特質を解明するための鍵として捉えられてきた。以下、この語が生み出された歴史的背景について教育界に登場しつつあった新たな人間観との関わりからみておこう。

長年にわたり、被差別部落の呼称について調査した小島達雄は、「特種部落」という言辭は小学校児童への出席奨励をはかる奈良県の教育行政のなかから登場したことを突き止めている。その初出とされるのが、1899年の県知事による学齢期児童への教育普及策に関する諮問に対し、生駒郡長が行った答申書である。

19世紀末から20世紀初頭において、小学校児童の就学率は上昇し100%に近づいたとされる。こうした民衆への初等教育普及の背景には、各地の学事関係職員による就学や出席の奨励があった¹⁰⁾。奈良県では、保護者を対象とする説明会の開催など、教育関係者による半ば強圧的ともいえるような督責が繰り返された¹¹⁾。その答申には、被差別部落民について次のように書かれている。「又特種部落ナルモノアリテ貧兒多シ。此兒童ハ常ニ糠糖ヲ食シ襤褸ヲ纏ヒ遊惰ノ情ヲ有ス。是ヲ以テターヒ学ニ就クモ其出席ノ状態ハ隠見出席常ナラサルヲ見ル。蓋シ他日国家ニ蠱毒ヲ流布セントスルハ此貧兒中ヨリ出ルナラン」¹²⁾。

当時、三重県でも「不就学児童の多きは由来殆ど特殊部落の民族に限られたるが如き状態なり」と言われ、各地の教育界において被差別部落は不就学や欠席児童問題の中核的存在と認識されていた¹³⁾。奈良県生駒郡長の答申でも、劣悪な生育環境に置かれ、教育にも恵まれない被差別部落民に、将来の社会的不適応者を培養する危険性が見出され、教育制度への包摂が急務とされるなかで「特種」という指標が附されている。文明的な日本人の育成に向けた制度や装置として学校教育を捉える観点からすれば、近代的な統治性のもとへの組み込みが困難な存在として被差別部落民が問題化されていったことを確認する。

かかる事態は、当時の教育界に急速な勢いで広がっていった生物学的な人間の発達観と、これを応用することで社会を改良しようとする時代思潮のなかに置くことで、より適切に理解することができる。ここでは、日本児童学会を創立し児童の保護と教育にかんする科学的知識の普及や啓発を推進した二人の知識人、高島平三郎と富士川游の言説を例としてあげる¹⁴⁾。

高島は、ダーウィン進化論の影響の強いプライエル（Wilhelm Thierry Preyer）やホール

(Grnville Stanley Hall) の児童心理学を日本に導入し、それを育児・児童教育に応用した家庭教育論を普及した教育者である。また日本児童研究会の設立やその機関誌『児童研究』の発刊、児童博覧会や玩具博覧会の開催に携わるなど、当時の児童学や児童文化運動を牽引したことで知られる。彼が教育界に携わるようになったばかりの頃、一般に子どもは「未完成の大人」として扱われ、その未熟な思想や挙動を大人の規範に近づけることが教育の趣旨とされていた。高島はそうした風潮を批判し、「児童期」を人間の固有な発達段階として位置づけ、その独自の世界観を認め、保護すべきだと主張した。

高島はこうした活動の一環として内務省が推進した地方改良運動をはじめ慈善事業や感化救済事業、通俗教育（社会教育）といった社会改良政策にも様々な形で協力するようになり、しばしば部落問題にも言及している。次の発言は、政府による社会事業の先駆けとして位置づけられる 1903 年の全国慈善大会の基調講演で、ある刑事から聞いた話と断りつつ述べたものである。「日本で殺人罪を犯す者は穢多に多い、御承知の如く新平民と云ふものは昔から動物を殺すことを職業として居るから、それで人間を殺すことも非常に悪いこと、思はない」。さらに殺人強盗事件で八人を殺害した被差別部落民の例を挙げ、「是等は無論病的の状態でありませうが、矢張り新平民でありまして、畢竟平生大きな動物を殺しつけて居ると云ふことが原因になって居ります」。このように高島が被差別部落民を例にとりながら指摘するのは、成育環境が引き起こす動物的な本能への固着、という「症状」である¹⁵⁾。

高島によれば、人間は誰もが動物的な本能を有するものの、身心の発達によって理性の働きがそれを抑制しうようになる。児童期には誰にでも狩猟時代の人間や未開人と同様の「残虐性」が現れるが、成長とともに消失するのでこれが速やかに過ぎ去るよう適切に指導すべきである。だが反対に精神の発達が阻害されると、その児童に野蛮な本能が顕著に現れる。例えば躰と称して体罰を加えられると、身心の発達が停止し動物的な本性のまま大人になってしまう。児童期の子どもに対し、暴力は嚴重に戒められるべきで、残酷な事象から保護するよう努めなければならない、という¹⁶⁾。

一旦身体を打擲せられたものは、自ら重んずる心が失せて、ひどい事をせられても、平気で居るやうになりまして、自分も亦他の人に対して、身体を罪を犯すやうになるものがあります。幼いときから残酷の事に慣れて居りますものは、成長の後も残酷の事をする場合が多いのです。それゆゑ我国では殺人罪を犯すものには、穢多が多いといふことです。西洋でも、穢多と同じ様な屠獣を職業として居る者が、一番平気で人殺しをするといふことです¹⁷⁾。

現代の児童観を切り拓いたパイオニアともいいうる高島に、「児童期」という認識をもたら

したのは、生物進化論にもとづく人間の発達観だった。高島は児童が成長して文明的な社会人となる過程を、次のように説く。「児童ハ実ニ動物ノ階級ヨリ原人ノ階級ヲ経、更ニ人トシテ此ノ長キ過程ヲ反復シテ、現在各自ガ生息シテ居ル文明ノ程度ニマデ達スルノデアール」¹⁸⁾。すなわち、児童の成長は、動物、原人、人、という諸段階を経て、文明人にまで進化を遂げてきた人間の発生の過程と軌を一にしている。この視点は、ドイツの動物学者・ヘッケル（Ernest Heinrich Haeckel）が定式化した発生反復説に由来するものである。発生反復説とは、生物が受精卵から完全な成体に発達する過程（個体発生）において、それぞれの生物種が下等生物であった祖先から現在の形質へと進化を遂げてきた過程（系統発生）の変化を要約的に反復する、とする学説である¹⁹⁾。プライエルやホールはこの学説を児童の成長に適応することで人間の発達過程やその心理を究明することができる、と考えた。すなわち、種としてのヒトは原始的な単細胞生物から出発し、長い時間をかけて複雑な構造をもつ高等動物となり、とりわけ脳髓や脊髄などの中枢神経系統を発達させることで高度な抽象的思考が可能となり、猿人から原人へ、さらに今日の文明人へと進化の階梯を登ってきた。児童から成人への発達とは、この系統発生進化の途上に現れた身体の形質や本性を順次辿りなおす過程だ、というのである。

こうした進化論にもとづく発達観は、当時の発達心理学や教育学の基礎とされていた²⁰⁾。『児童研究』誌上でも、子どもと他の動物や未開人を比較研究することにより、児童研究が人類学や生物学など他分野の研究を補助しうることが説かれている²¹⁾。実際、同誌では児童と類人猿の身体、児童の遊びと未開人の生活、児童と新旧の石器時代人が残した絵画を比較し、類似点からそれぞれの心理を探る研究などが精力的に紹介されている²²⁾。こうした発達観にもとづけば、人間の子どもは未開人や動物と同様の心理状態にあり、成長により進化の終着点である文明人としての大人に到達することになる。これこそ生物としての人間に備わった自然の摂理であり、「自然本性の働き」に合わせ健全な発育を促すことが「子供の育て方の基礎」に据えられねばならない²³⁾。高島はこうして発生反復説を「今日の進化に基く学問の一番の土台」と位置づけた²⁴⁾。

だがこうした人間の発達に関する生物学的解釈は、同時に「正常」な発達から逸脱した人びとに関する病理学的な眼差しを提供することになる²⁵⁾。1909年に政府が開催した感化救済事業講習会にて講義を担当した高島は、そのなかで社会的不適応者（「劣等」な人間）について次のように述べる。「兎に角子供の或る時期に於ては人であっても心の働は動物と同じやうな本能を現はすのであるが、経験の進み教育の加はるに従ひ次第に動物らしい分子が減って来て人類的分子が多くなって来る。然るに劣等の人物は人類的要素が少くして動物的本能が多いのである」²⁶⁾。例えば犯罪者が生まれる理由は、遺伝という先天的な素質をもって生まれたか、劣悪な家庭境遇のもとで成長したために、「精神の発育上非常の妨害を受け、ために観念及衝動が人格を構成せざる儘に成人」したことによる。つまり社会的逸脱者は、大脳皮質など中枢神

経系の発達が阻害され、あるいは人間が進化の最後の段階で獲得した脳の高次機能が解体された状態にある。彼らには文明人に備わる理性が欠損しており、系統発生的進化の観点からは人間以前の獣的で野蛮な段階の本能に支配されてしまう、という²⁷⁾。

1-2 人間の「退化」——「degeneration (退化・変質)」の理論——

こうした人間の発達停止が起こるメカニズムを医学的に定式化する役割を果たしたのが、「degeneration (変質・退化)」の理論である。高島とともに日本児童学会を創立した富士川游は、執筆や教育など幅広い活動によりこの概念を日本社会に普及させる役割を担った。富士川はヘッケルが教鞭をとるなどドイツのダーウィニズムの牙城とされたイェナ大学に留学して医学を学んだ経歴を持ち、進化学説が社会の多方面に影響を及ぼしていた西洋の時代思潮を日本に伝えた²⁸⁾。

彼は人間の発達期の重要性を次のように説いた。「児童の身体は今、発育しつつあるので、この発育が正常でなく、或は途中で止まり、或は障碍が来ると、後に至りて、とりかへしのつかぬことになるのであるから、児童の養護は大人の養護よりも、一層の注意を要する」²⁹⁾。

「変質」はモレル (Bénédict Augustin Morel) やマニャン (Valentin Magnan) が練り上げた精神医学の概念で、19世紀末から20世紀前半にかけて世界中の思想や文芸に影響を及ぼした³⁰⁾。変質論では、不衛生な職業や劣悪な栄養状態、疾病やアルコールの摂取など、生存に適さない環境に人間が置かれるとき、その負荷によって病的徴候が現れ、変質が起こる。この変質は遺伝によって子孫に影響を及ぼし、器質的な変質徴候が現れて心身の不調の原因となり、外部の刺激に反応して疾病を発症したり、犯罪を引き起こしたりする。変質徴候は遺伝をつうじて増幅しながら次の代に引き継がれ、数代の後に子孫は絶えてしまう、という³¹⁾。

1904年にドイツ留学から帰国した富士川は、医療や社会改良関係のメディアをつうじて人間の「変質」の危険を訴え、世論の喚起を促した。20世紀初頭には「変質」の概念は「退化」「墮落」「頹廢」などの同義語を伴いつつマスコミをつうじて日本社会に流布するようになる。この概念について富士川は次のように説明している³²⁾。

頹廢とは身体の構造及び性質が、尋常の定型を離れて変悪したものを言ふのであって、西洋の語に Degeneration 又は Decadence 又は Entartung と名づくるものと同一である。そして身体の構造及び性質が、尋常の定型より離るゝは、身体及び精神の障碍に因由するもので、既に頹廢として発現したものは、遺伝によって子孫に伝へられ、その子孫は生れながらにして、頹廢の症状を有するものである。故に、学術上の専門語を用ひて言へば、頹廢は遺伝的に現はるところの解剖的及び生理的の特徴であって、人類の退歩的変性に属するものである。

富士川によれば、人間の精神が発育する過程でその作用を掌る神経系の中に通常と異なる点が生じ、さらにそこに栄養不良、貧困、教育の欠如、悪い交友関係、飲酒、梅毒、結核、同族結婚、人種の衰退などの環境要因が加わることで反社会的な行為をする素質が出来る。こうした変性が生じた場合、外部からの刺激への抵抗力が弱まり、敏感に反応して犯罪を起こしやすい傾向をもつようになる³³⁾。「世に所謂奇人、不良少年、怠惰者、流浪者等の内には、この精神の変性を有するもの甚だ多かるべし」と述べるように、社会的逸脱者は、生物学的に「劣等」な存在とみなされる³⁴⁾。

富士川はこの理論に立脚し、発達期にある児童は特に「変質」を防ぐために養護する必要があるとした。また両親に結核、梅毒、神経症、精神病などがある場合、子どもに遺伝的な変調が生じ、「その身体及び精神が正常のものより、相違したもの」となるリスクが高まるとし、遺伝的負因の影響を排除するために「生れぬ前から、その両親の身体の摂養に注意することが必要」と説く³⁵⁾。

当時、遺伝についてはセンセーショナルに取り沙汰される一方、そのメカニズムはまだほとんど解明されておらず、今日から見れば生物学的知見としては極めて乏しいものでしかなかった。そうした状況のもと、劣悪な環境が身体に加える負荷が遺伝的負因となって親から子へと引き継がれるとする「変質」理論は、科学的な血統主義を生み出すことに寄与していく³⁶⁾。

高島や富士川たちによって広められた「異常者」をめぐる言説は、次のように要約しうる。発達段階の人間が劣悪な環境に置かれた場合、あるいは祖先の遺伝的負因によってその神経系統の完全な発育が阻害された場合、発達が停止し、「正常」な人間の定型からの逸脱が生じる。その場合、動物的で野蛮な本能の充足への固着が生じたり、理性や感情に異常をきたしたりして原始人のごとき低次元な本性のまま振る舞うことで、文明社会への不適応を起こす。

このように、「変質」理論は人間の定型や標準から外れた状態として、また遺伝を通じて次の世代に害悪を及ぼす存在として「逸脱者」を捉える眼差しを提供した³⁷⁾。貧困の故に劣悪な環境の下で暮らす人びとや、病弱な人びとは、生物学的に「異常」で「危険」だとしたのである。

また高島は、かかる原因から生まれた社会的不適応者の矯正という観点からみれば、従前の救済方法には重大な欠点があると主張する。困窮者に対する「施与」を中心的内容とする従来の慈善事業ではかえって「惰民」を養成する結果となり、根本的救済方法にはならない。正しい慈善事業とは、「不自然の状態に陥って居る人をば自然の状態に導いてやる」ことであり、そのための適切な教育と治療に基づいて行われることが必要だという³⁸⁾。科学的知見にもとづく真の救済方法とは、人間の「自然」に即した発達を促し、正常で健全な成長を保証するとともに、「定型」から逸脱してしまった人間を生物学的な「標準」の状態に戻す技術にもとづくものでなければならない。

こうした観点からいち早く富士川が必要性を説いた「社会医学」の理念は、政府の社会改良政策の基調を先取りしたものであった。「社会医学」とは「実際医学と実際社会トノ境界ニ立ち、社会政策と医学と相倚り相助けて以て社会改良の理想を実現セントスルモノ」で、「変質」理論とともに彼がドイツ留学で見聞し普及に取り組んだ思想である。富士川は社会医学のためにドイツ他で施行されている労働者保険について、「下層の人民をして、益々其身体及び精神の変性に陥らしめ、而して其弊害の社会に及ぶ所は甚た尠からざるを以て、下層人民の職業に堪へざるもの及び廢疾者を救済するの法を講ずるは社会政策上、最も急務とすべき所なり」とする³⁹⁾。ここでは、社会政策は人間の「変質」を防ぐための医学的知見にもとづいた施策と位置づけられることが分かる。

後に富士川は東洋大学に招聘され社会事業学を講じるようになる⁴⁰⁾。その際、「医家ハ又常ニ下層ノ社会ニ密接シテ以テ其疾苦ヲ芟除スルコトニ力ヲ用ヒ、就中労働者ノ職業、生活方法及ビ住居ニ基ヅキテ発起スル所ノ疾患及ビ障碍ヲ除去シ若シクハ緩解スルコトニツトムルヲ主要ノ件トス」と述べ、職業や住居、生活方法の改良は疾患や障害によってもたらされる「変質」を防御し、これにより人々を正常な状態へと回復させることを目標に掲げている。後でも見るように、環境や遺伝によって生じる人間の「変質」を防止することは、日本社会事業の重要な任務と理解されるようになる。

19世紀末から20世紀初頭の日本のジャーナリズムに視線を移してみれば、被差別部落民や犯罪者、不良少年、貧民や障害者、精神病者らが規範的な発達から逸脱した「異常」な存在とみなされていったことが窺われる。当該期の貧民ルポである横山源之助『日本の下層社会』（1899年）において、横山は貧民を「人類に近き一種の猿猴」と記している。また「屑拾」は「掏摸」と「乞食」の中間に位置する「半人的猿猴」で、その才知があるものは「掏摸」となり、愚鈍なものは「乞食」となるという⁴¹⁾。原田東風『乞食』（1902年）でも、「乞食」の状態を「真に獣類のごとき生活を送りつゝある」と述べ、その理由を「彼等の脳力はかく不完全に発達し」ていることに求めている。さらに「彼等の多くは何れも先天的この乞食に生まれて来た」とし、こうした発達阻害が遺伝によって引き起こされていることを示唆している⁴²⁾。石川天涯『東京学』（1909年）では、貧民の浪費癖について「その境遇、習慣の爲めに、精神作用に変調を生じ一時の情欲的快樂を劇しく貪ると云ふ傾向に陥った者」と推測し、その機序を「一種の病気である脳力の働きが平均を失って仕舞ったもの」と説明している⁴³⁾。

横山、原田、石川の記述から看取しうるのは、貧困を単なる経済問題として捉えるのではなく、その原因を「変質」を遂げた人間の本性にもとめる態度である。こうした「変質」理論の影響がより顕著に見られるのが、犯罪報道である。1909年から1912年にかけて若い鳶職人が2件の強盗殺人を起こし8人を殺害した東京・芝二本松の事件報道をみてみよう。

1913年、2軒の被害者家族のごく近所に住む23歳の容疑者が逮捕されると、『朝日新聞』は

凶悪犯の「本性」を探るためその生いたちを調べ上げた連載記事を掲載している⁴⁴⁾。この報道によれば、事件の容疑者は胃病を患う父と、頭痛とそれに起因する脳の異常や神経の「遅鈍」のある母の遺伝を受けており、ロンブローゾ (Cesare Lombroso) らが指摘した犯罪者に特徴的な骨相が観察されるという。加えて、貧しさゆえに満足に学校に通えなかった幼児期の生育環境、養家の家業・鳶職が担う火災時の破壊消防をつうじて身についた「荒々しさ」、知識の欠乏や経済思想の未発達、悪友に誘われて始めた遊郭通いなどによって、もとは「内気な泣虫小僧」だった少年が変質し、「異常」な精神の持ち主となったことを強調している。

「変質」の危険性への注意喚起を促すこのような犯罪報道は、親族の健康状態や成育環境が人間の将来を左右する重大な要因であることを社会に印象付け、衛生、栄養、健康、愛情などの家庭規範の重要性を読者に向けて啓発する役割を果たした。が、それと同時に、下層民、病者、犯罪者たちへの忌避意識を大いに助長したことも否定できないであろう。

1-3 被差別部落への眼差しと優生学

こうして犯罪や心身の疾患や障害が、発達の停止によって生じる人間の「変質」「退化」と関係するという認識は、新しい科学的な知見として広く当該期の社会に受容されていった。そしてこれを放置することの出来ない重要な問題として社会全体に印象づける役割を果たしたのが、人口論的な認識枠組と優生学の知見である。

留岡幸助は、後に見るように非行少年の矯正教育をてがける傍ら、内務省嘱託として感化救済事業や地方改良運動などの社会改良にとりくむなかで、被差別部落民の改善の必要性を訴えるようになる。留岡は北海道の空知集治監で自らが教誨師を務めた経験からそのことに気付き、その理由を犯罪者統計に占める被差別部落民の割合の高いことに求めた。以下は留岡の被差別部落民の犯罪にかんする考察である。

府県レベルでの調査によれば、三重県では1905年の統計から人口1000人にたいする在監人員は部落が2.897人に対し平均は0.647人で約3.5倍以上の高さである⁴⁵⁾。また滋賀県では1897(明治30)年から1906年まで人口1000人に対する犯罪者の割合は県平均が1.3人に対し同県のM部落では10.4人と八倍近く高い⁴⁶⁾。さらに内務省の全国調査から、日本人人口千人に対する犯罪者の割合が平均が1.3人であるのに対し、部落民は8人以上であり、治安の悪い部落では10人以上もあることから、割合にして八倍から10倍位になると推計される⁴⁷⁾。このように人口論的な観点から被差別部落を捉えたとき、犯罪予防の目的から非行少年の矯正教育にたずさわってきた留岡がこの問題に強い関心を抱くようになるのは必然的な成り行きだったといえよう。

犯罪発生率の高さだけではない。被差別部落民はその人口増加率も平均より極めて高く、留岡はこれが日本社会全体の治安悪化の要因となっていると指摘した。1871(明治4)年の身分

解放令により、一般民籍に編入されたときの被差別部落人口が38万あまりであったのが、1911年には約80万人にまで人口が増加しており、留岡は「実に彼等の繁殖力の如何に強大なるかは一驚を喫するに足るものあらん」。これらから、「自分が考へるのに、我国の犯罪数を減少せんには、特殊部民の犯罪を減ずることが大切であると考へたから、そこで特殊部民の改良といふことを思ひ付いた」のである⁴⁸⁾。

この「退化」がもたらす社会問題を政策的に対処すべき課題として強く訴求する根拠となったのが、優生学の知見であった。1910年に日本初の本格的な優生学の書物『日本人種改造論』を著した海野幸徳は、遺伝的悪質者の出生防止以外に「日本人種」をその「形質の低下」から救う方法はない、と論じている。

海野は当時の欧米で隆盛しつつあった優生学を吸収し、慈善事業を批判した。海野によると、獲得形質は遺伝しないと生物学者ワイスマン (August Weismann) の研究にもとづけば、「異常者」「逸脱者」となるのは「悪質遺伝」を有するものの宿命ということになる。故に彼らに不妊手術を強制しなければ、国家や社会は衰退を免れない。海野はいう。「不具者と病者と犯罪人とを保護する結果は、陶太作用を停止し、不具者と病者と犯罪者は配偶者をえて盛んに其子孫を蕃殖し善良なる社会分子を駆逐し世を挙げて不具者、病者、犯罪者の世界たらしめむとす。実に盲目的慈善の結果は社会と国家の脊椎骨たる中流社会を圧迫し、為めに(中略)有意有能者の食を奪ひ、衣を薄くし、居を粗にす」⁴⁹⁾。

海野は「悪質者処分」の必要性を唱える際、救貧事業が文明社会にもたらす害悪を繰り返し強調している。自然界の動物であれば環境に適応しえない種が陶太され、適応する種のみが子孫を遺すことができる。しかし人間世界では慈善事業により陶太が行われなため、文明社会への適応能力のない人間も子孫を残す。一方、慈善事業の財源を提供する中流階級は先細り、人口構成からみれば望ましくない存在が増加し、望ましい存在が減少する。これが国家や社会の没落を招く、というのである。

こうした遺伝宿命論は先の「変質」「退化」の理論とは相容れず、それ以後「異常者」の实在をどう説明するか、また慈善事業や社会事業の目的やその対象をどう定めるかをめぐる議論を巻き起こすこととなる⁵⁰⁾。ここで重要なのは、次の2点だろう。1点目は、優生学論者が唱えるように、人口構成に「退行者」や「異常者」が占める割合が増加していることは否定し得ない事実とされたこと。2点目は、これ以後、社会問題は困難を抱える個人の幸福よりも、国家や社会、国民の「退化」の予防という観点や統治コストの観点から解決が求められるようになったことである。

内務官僚で感化救済事業や地方改良運動など社会改良政策に深く関わった中川望は「社会事業と人種改良」(1912年)において、遺伝による「変質」「退化」の問題を人口学的な視角から考察している。

中川によると、欧米での調査によれば「上流階級」、「中流階級」、「下層社会」でそれぞれ人口増加率は異なり、貧民は中流や上流階級と比べて出生率も高く、また彼らには疾病を抱えていたり、「不健全、不摂生の者が甚だ多い」。よって「国民の不摂生なる部分の出生割合が多いといふ事は、次第へに、国民の種が悪くなる、下落して往くといふことに外ならぬ。而して是れは容易に取返しのつかぬ事柄なのである」と述べる。「健全なる国民を作り出すことは、国家永遠の隆盛を期する上に於て、極めて大事なる事項である。之れに反して、精神病者の子孫は、多くは精神病者であるから、之等に対して、其の子孫を生ぜしめないやうに、何等かの方法を執ることは、国家将来の為め太だ肝要なことと思はれる」。

後に内務省衛生局長となる中川はこのように感化救済事業の対象となる人びとを国家の「寄生蟲」と呼び、社会事業が「国民」の「退化」をもたらす「高価な善事」となってはならず、欧米における優生学的施策を日本でも議論するべきと唱えている⁵¹⁾。

人種の「退化」を社会問題の起源とみなし、その解決法を優生学的枠組に求める態度は、大正デモクラシー期の知識人の間で広く受容され、共有されていたことを確認しうる。立憲民主主義者であった浮田和民は「凡ての社会改良の根本は人種改良にあり」と断言し、アメリカにおける優生学運動をひきながら結婚の資格を定めることを提起している。すなわち、「譬へば瘋癲、白痴、癲癩、其他改善の見込みがないものとか、意志薄弱なものとか、兎も角社会に害毒を流すものには、一切結婚を許さぬという法律を設けることである」⁵²⁾。

『貧乏物語』（1917年）を著した河上肇も、ゴッダード（Henry Herbert Goddard）のカリカチュア家の研究の内容を紹介し、貧困問題を次のように論じている。「先天的の遺伝の力は斯くまで恐るべく根強いもので、教育を以て如何ともなし難いほどの影響を子々孫々に伝へるものであること、従って若い人達が将来結婚をする時には、能く相手の血統を選んで、先祖伝来の血統を汚さないやうに気を付けることが肝要である。一たび誤って低能の血統を伝へ、若くは劣弱なる体質、排斥すべき品性等、後患を子孫に残すやうなる婚姻は、断じて排すべきである。（中略）被征服者なる劣等民族の混血は極力避けねばならない。たとへば朝鮮人など劣等民族と結婚したりすると、如何に立派に小供を教育しやうとしても畢竟徒勞に帰するのみでない、優良民族としての自滅を招くやうなものである」⁵³⁾。

このように、「人種改良」の視点抜きに社会改良の議論はできないという認識は、1910年代にはほぼ定説といってよいほどの地位を得るようになる。不妊・断種手術強制の合法化は時代は下って1940年成立の国民優生法においてであるが、当該期にはすでに「劣等」な遺伝をもつとされる者を放置せず、彼らを「無害」化、あるいは「有益」な存在に生まれ変わらせるという目的のもとでの政府の取り組みは本格的に開始されようとしていた。

2 社会事業による包摂と排除 —— 人道主義の実践と「人種改良」 ——

2-1 「異常者」への眼差しと「統治の複合体」の誕生

1910年代に入ると、犯罪者、非行少年、浮浪者、心身障害者、ハンセン病者など「逸脱」「異常」とされる人びとへの政策的対応が日本国内で本格化する。その際、矯正や教育、治療にかんする科学的・専門的な知識を考究し、全国に発信する中心的役割を果たしたのが、東京の巣鴨を中心とする地域である。

巣鴨の周辺には1886（明治19）年に東京府癲狂院（小石川区巣鴨駕籠町。1889年、東京府巣鴨病院に改称）、1895（明治28）年に警視庁監獄巣鴨支署（巣鴨村。1897年に巣鴨監獄署、1903年に巣鴨監獄に改称）、1896年に窮民・棄児・行路病者らの収容施設である東京市養育院（小石川区大塚朝辻町および豊島区巣鴨字宮下。1908年には巣鴨村に分室を開設、孤児や浮浪児、非行少年を収容）、同年、日本初の知的障害児教育施設となった瀧乃川学園（滝野川村。1891年設立の弧女園聖三一孤児院から改称、1906年に巣鴨村に移転）、1899年、非行少年の矯正教育施設である家庭学校（巣鴨村。留岡幸助校長）などが次々に設立され、わずか3キロメートル四方の地域に社会事業関連施設が集中することとなる（次頁図参照⁵⁴）。また巣鴨病院内には1887年以来、東京帝国大学の精神病学教室が置かれ、これらの施設が対処する様々な「異常」にたいする体系的な医学の知識を供給する役割を果たしていた。

これらの施設を拠点に活動した著名人として、東京帝大精神病教室の指導および巣鴨病院の治療を担った呉秀三、片山嘉国、三宅鉦一、杉江董ら精神医学者、巣鴨刑務所で犯罪学を研究した寺田精一、東京市養育院の運営に当たった安達憲忠、瀧乃川学園の石井亮一、家庭学校の留岡幸助らをあげることができる。またこのネットワークと連携して児童心理学の立場から学校や家庭における児童保護を推進した前述の富士川游や高島平三郎などもいた。施設関係者は頻繁に会合や研究会を開催し、そこでは犯罪、非行、浮浪、障害、精神病、売春などにかんする欧米の科学研究や、治療、教育、救済にかんする専門知の紹介が行われた。1913年、巣鴨病院に務める鈴江董と寺田精一が幹事を務めて設立された日本犯罪学会では、上記の精神医学、心理学、教育、救済に携わる学者や専門家による報告など活発な言論活動が展開されている⁵⁵。

彼らの間でも、社会問題の原因は人間に生じる「異常」にあり、その起源は遺伝的負因や環境要因によって生じた「変質」「退化」に求められていた。こうした説明は慈善事業や社会事業を推進するための感化救済事業講習会などをつうじて、全国の行政担当者やソーシャルワーカーへ、そして彼らをつうじて各地の教育・宗教・警察・自治関係者らに伝えられていった。

その際、人間の発達停止によって生じる「異常」の程度は、「白痴」、「痴愚」、「魯鈍」など精神医学の概念を用いて説明された⁵⁶。「白痴」とは、二歳程度の知能で言葉を話すことも

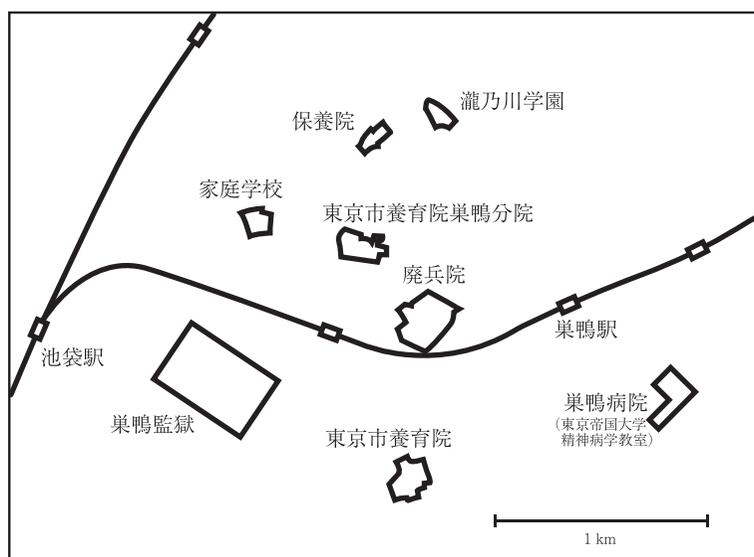


図 巣鴨周辺の社会事業関連施設（1910年頃）

ままならない重い先天的障害のことを意味し、「痴愚」は「白痴」よりも程度が軽く、2歳から7歳程度までの精神の発育に留まりそれ以上成長しないタイプを意味する。これらに対し、「魯鈍」は一見、標準的な発達をとげた人間との差異を判別しにくいものの、器質的な脳の異常から12歳までの発達に留まり、社会生活に適応できず、様々な問題行動を引き起こす。こうした人間の「異常」「逸脱」への説明は、アメリカで盛んに議論されていた優生思想の影響により、ダグデール（Richard Louis Dugdale）によるジューク家の研究、ゴッダードのカリカック家の研究など反社会的な家系の研究とともに、「悪性遺伝」への注意喚起や警鐘を伴って紹介されていった。

これらの科学的知見は、草創期の社会事業の関係者や実践にその認識論的基礎を提供した⁵⁷⁾。瀧乃川学園を開いた石井亮一は、犯罪者、浮浪者、非行少年、娼婦の多くは「魯鈍」から生まれ、社会にとって最も危険なのはこの層である、と論じている⁵⁸⁾。東京市養育院を運営した安達憲忠も、同院に収容された浮浪者の多くが遺伝により勤労や衛生などの文明的道德心を欠落させた人びとであると説明する⁵⁹⁾。遺伝の影響力の大きさについては社会事業に携わる者が念頭に置くべき必須の知識とされ、岡山の地で日本初の孤児院を開いた石井十次も「代々の遺伝力といふ蓄積力が出来て居るのであって其事を根本にして将来の子供の方針を考へてやらぬと失敗する」とし、教育の果たす役割は全体の2割に過ぎないと述べている⁶⁰⁾。

巣鴨の周辺では、監獄、精神病院、非行少年や知的障害児の教育施設、浮浪者や孤児の収容施設の専門家たちがこうした科学的説明をうけて更生、治療、矯正、支援にかんする技術の専

門知を発達させていった。またマスメディアはこうした実践を取り上げ、家庭、衛生、栄養、教育、健康などにかんする「異常」や「逸脱」を回避するための価値規範を広く大衆に普及させる役割を果たした。

政府もまたその枠組にもとづく社会事業の制度を整備し、施設やソーシャルワーカーなどのエージェントへの教育を押し進めた。1908（明治41）年には感化救済事業講習会が開催され、中央社会事業協会が創設される。感化事業講習会は慈善や救済が科学的知見にもとづいた更生や教育として行われるべきであるにもかかわらず、従来の慈善は一個人の救済にとどまり、物乞いをする貧民に施与するなどの「無定見」な救済が横行していることを問題視し、その基礎となる理念と知識の普及を目指して行われたものである。同年9月から10月に開催された同講習会のはべ36日間、講習科目25学科106時間、臨時講演14回24時間、総参加人員は353名、1日平均292名という大規模なものであった。参加者は府県主任官吏63名、市町村吏員16名、学校教員33名、教誨師16名、神官10名、僧侶69名、牧師2名、感化救済事業経営者128名、篤志家16名である。正科講義、臨時講演の外にも時間の許す限り実験談や研究会を開催し、日曜日毎に実地視察を行うなど、熱意のこもった企画だったようである⁶¹⁾。

このような、人びとの生命・生活に介入し働きかける言説、実践、制度、技術、エージェントなどからなる社会構成体を、ここではN・ローズに倣い「統治の複合体」と呼んでおこう。「統治の複合体」が目標として掲げるのは、これにかかわる多くの人びとの知識や実践をつうじて人口に働きかけ、人種の改良と社会の治安や生産性の向上をめざすことにある。ここで、社会を脅かし、人種の「退化」を招来する潜在的危険性の高い人口集団として見出されたのが、被差別部落であった。

2-2 被差別部落の「人種化」

1908年、第一回感化救済事業講習会開催期間の九月、留岡は各府県の部落問題関係者28名と内務省主任の相田良雄らを自らが設立した家庭学校内に集め、特種部落研究会を開催した。研究会では留岡司会のもと、和歌山県紀伊郡の自らの居村で部落改善に取り組む岡本弥村長、岐阜県の警察巡查部長・小川旭鶯、京都の小学校長・中坊民治郎、奈良県の感化救済事業囑託・久保虎三らによる体験や研究にかんする発表が行われた⁶²⁾。これを期に留岡は同研究会の会長として、以後、部落改善政策の中心人物として活動を繰り広げることになる。

留岡幸助は、北海道の空知集治監で教誨師を務め、そこで西洋の監獄学や犯罪学に触れた。その後、アメリカやヨーロッパへの遊学をへて非行少年の矯正教育施設である家庭学校を開いた。また1900年代から20年代にかけての感化救済事業や地方改良運動などの社会改良において、内務省囑託として理論と実践の両面において指導的役割を果たしていく⁶³⁾。

留岡の感化教育論は以下のように要約できる。犯罪者が生まれる原因は、生来の遺伝や生育

期の環境に起因する身体と精神の発達の不十分さに求められるが、その多くは家庭に原因がある。そうした場合は児童を家庭から引き離し、衛生、栄養、愛情に満たされた「本来の」家庭的環境に置くことにより、身体は健康となり、それに従って精神は健全となる。つまり、人間は理想的な環境に置くことで、文明社会に適応しうる存在に矯正することができる、というわけである。彼は監獄改良や感化教育で培ったこうした犯罪者や非行少年にかんする認識と更生や矯正の技術が被差別部落の改善に有効であると考え、応用することを思いついたのであった。

留岡は地方での講演で、被差別部落には「不良児、低脳児、白痴、不具者、乞食等が非常に多い。是等に注意して能く其所を得せしむる事が必要である。特に〔注意を——引用者〕御願ひして置き度いのは、特種部落には、娼妓、酌婦が非常に多い事である」と述べている⁶⁴⁾。また留岡は、この問題は欧米のユダヤ人や黒人の人種問題と同じであると述べる。アメリカに行けば、南部に黒人がいる。彼らは教育もなく、人格も低く、そのため犯罪や不良行為が多い。また欧米のユダヤ人は、故国を追われて迫害を受け、そのため商売上手なものもいるが全体としては非常に劣等人が多い。例えば故買をする。ニューヨークに行けば、古着や小道具の商売は彼らがやる仕事である。また犯罪をするにしても猛悪な犯罪をする。アメリカの黒人、ユダヤ人、日本の被差別部落民が世界の「三幅対」である、とするのである⁶⁵⁾。

留岡によれば、被差別部落民は長らく主流社会から排斥され、通婚圏が限定され同族婚を余儀なくされたことにより、双子が多くときに三つ子が生まれるなどの生理学的特徴がある。こうした遺伝観はアメリカ遊学時代の遺伝に関する学習によって強化されたことが窺われ、他にも「按ずるに癩病は多く穢多村に流行す。蓋し其の結婚の近親間に行はるるを以て血液の転換十分ならず病毒も又遺伝するなり。故に益々他村の人民に隔離せられ、結婚を許されざるは勿論、其交際なきに至る」と考察している⁶⁶⁾。加えて、屠畜業など残酷な職業を生業としてきたため、残忍酷薄な性質をもつ人が多くなった、とする。

1912（明治45）年、留岡らの企画による細民部落改善協議会が開催された。これは政府が初めて部落問題を主題にかかげて開催した全国規模の社会事業協議会であった。同協議会の参加者は、部落改善に取り組んできた全国130名余りの教員、郡村長、議員、部落有力者、警察官、宗教家、行政担当者、内務官僚などであった。協議事項は教育、風俗、職業、住居、衛生、納税、金融、貯蓄、社交、改善機関、宗教、移住出稼などの多岐にわたった。例えば教育では、児童の身体が発育が悪く病弱であること、また早婚の傾向から子沢山となり家計を圧迫すること、家庭教育が不十分で言語や躰が習得しにくいこと、住居が狭小で風儀が悪く、便所や風呂がないために不衛生でトラホームなど病気が蔓延していることなど、改良するべき課題が次々と参加者から提出され、その改良法が協議された⁶⁷⁾。

こうした問題の改良に向けた社会事業として、隣保事業がある。同事業は西洋のセツルメント活動の日本語名で、本来の趣旨は貧民生活の向上を目的とするものであったものの、次第に

部落改善の支柱的な事業として位置づけられていった。同事業を推進した内務省嘱託・生江孝之の解説によれば⁶⁸⁾、もそも隣保事業とは、貧民地区に建設した隣保館や会館を中心に「学殖あり、人格ある特志家の団体が、一身を細民地区に投じて隣保住民の交友となり、指導者となり、多種多様の方法を以て其の住民を自覚せしめ、改善せしめ、向上せしめんとする一の新しき企画である」。つまり、貧しい人々の生活に密に関わり、合理的な知識を付与し、生活の質の向上をはかることをめざす事業ということになる。

隣保事業の必要性について、生江は次のように述べる。人類も他の生物と同様、遺伝と環境の影響を免れることが出来ない。とりわけ、日々の生活中に様々な脅威に遭遇する無産階級の人びとには、そうした影響が強く見られる。「例へば遺伝が悪い方面に現はれたものは矢張りそれ〔貧民自身に求められる貧困の原因〕である。即ち低能者、低格者の如き者が大分ある。(中略) 親の非常なる飲酒家であった結果アルコール中毒に罹った如き者、或は花柳病に永く悩むで居った者の子女は多くは低格者若くは低能者であると云ふ事になる。(中略) それでどん底生活若くは極貧状態に陥って居る人々の内には低格者であり、若くは低能者であるやうな事の為に生活を営み得ない者が相当に存在するのである」。

また劣悪で狭隘な環境によって底辺社会から抜け出せなくなる人びとには、有益な知識の提供や助言が必要である。「自己若くは家庭の生活上に何等の秘密をも保つことは出来ず、仮りに肌を脱げば直ぐ近所から分ると云ふやうな訳で、風教上、衛生上、極めて有害なる状態に在ることは勿論である。(中略) 其の結果道義の荒廃を来し智力の欠乏を見、相率ひて自暴自棄、放逸遊惰に陥り、遂に全く自己の人格を破壊して、社会の救護に浴することを以て敢て不名誉とも思はぬ如き墮落の状態に沈淪するのである」。よってこうした人びとは、自身の力で悲惨な境遇から抜け出すことが出来ないのである。

このように留岡幸助らが開始した部落改善事業は、底辺社会の貧困、犯罪、疾病などの困苦から抜け出せずにいる人びとを健康で健全な社会生活にむけて改良・向上をはかるものであり、その根底に「人格の平等」や「隣人愛」が伴わねばならないとされていたことは重要である。ただし、「統治の複合体」のもとでのこのような人道主義的な思潮は、新たにもたらされた人種主義的な——彼らを「異常」な本性をもった集団として捉える——眼差しと表裏の関係にあったことに留意が必要である。

近世の日本社会では、被差別部落民には①皮革などの上納、②行刑役、③警察・消防にかんする役務、④掃除役、⑤野番・川番などの番役など、特別な賦役が課されていた⁶⁹⁾。また周知のように主流社会には被差別部落民を「穢れた」存在とみなす伝統的な忌避意識が存在した。彼らは屠畜や肉食の習慣から不浄な存在とされ、異なる身分の人々と同じ火を使うことや飲食を共にすることは許されなかった。

しかし近代以後の被差別部落民への差別的な眼差しの起源をこうした「ケガレ」観念にただ

ちに求めることには慎重でなければならない。20世紀の初頭以来、上述のように日本では被差別部落には犯罪者や娼婦が多いとする社会言説が繰り返し生み出されたが、近世社会では被差別民は警察や行刑など治安維持を旨とする役務を担わされており、また「穢多」身分の女性を娼妓とすることは厳しく処罰されたことから、こうした言説はほとんど存在しなかった。すなわち、かかる被差別部落のイメージは、近代の統治性のもとで新たに形成されていったのである。

1918（大正7）年に発生した米騒動に際し、マスメディアはこの騒擾の発生源が被差別部落であり、彼らの本性に宿る危険な反社会性にあると報じた⁷⁰。当時、東京帝大精神病学教室で犯罪精神病理学を研究していた金子準二は、この騒擾が下層民の「変質」した心理の発露したものだとして述べている。「外国米の粥を日に一二回より得られず、真に糊口を凌ぐ程度まで窮迫された人々の精神状態の研究、殆ど飢餓に近き人々が容易に事を信じ、外来の刺激に応じては社会の病的現象とも見るべき大事を惹起するにも与し易い病的状態にあるのではないか」と述べ、富山県滑川町で検束された犯人について「精神病学上より見れば変質者ではあるまいか。精神病者と精神健全者との中位を占める人格の所有者ではあるまいか」と述べた。

また同県の「特種部落の婦女が一群をなして米成金を訪問し、救助を哀願に及び、市役所に店頭して陳情した」とされることについて、「精神病学上より見れば特種部落は従来血族結婚が頻繁に行はれ、従って遺伝的關係より容易に扇動さる暗示性の強い所謂変質者の多いためではないだろうか。独り富山県に限らず他府県にも昨年の米騒動に関する騒擾に特種部落民が危険性を帯びたるは矢張り余が富山の「女一揆」に関し変質者研究の必要を説く一種の保証を与ふる事実ではあるまいか」と考察している⁷¹。金子は「切に変質者の救済が一の急務なる」と訴えるが、かかる被差別部落民に向ける包摂／排除の人種主義的な眼差しが、日本社会の近代化を推進する上でどのような役割を果たしたのか、さらに検討する必要がある。

おわりに

当該期に急速に整備されていった社会改良の制度的基盤、西洋から移入された精神医学や心理学の専門知、様々な社会事業施設などをつうじて、日本社会は新たな統治性のもとに再編され大きく変容していく。本稿で述べたように、ソーシャルワークの言説、実践、制度、エージェントなどの網の目からなる「統治の複合体」は、被差別部落民を「異常」で「反社会的な本性」をもつ人びととして包摂／排除し、彼らを「人種化」する眼差しを形成した。しばしば日本近代の後進性や封建時代の遺制として説明されてきた部落問題は、むしろフォーコーやローズが究明を試みてきた近代の統治性のグローバルな展開という文脈に置き直して考察することが相応しいのではなかろうか。

稿を閉じるにあたり、フーコーの考察へとあらためて立ち返ろう。フーコーは、近代以前の民族主義と近代以後の人種主義の質的差異を強調した。人口に対する統治においては、「劣った者」の減少が社会の生産性を高め、主流たる人びとの生を向上させる条件となる。こうして、「劣った者」の生のありようは社会の重要な関心であり続け、介入と監視、評価と暴力の対象となるのである。現代の様々な差別問題にかいま見えるマイノリティに対する憎悪感情は、依然として人びとの生がこの統治性の中に位置づけられていること、そして人種主義が装いを変えながら機能し続けていることの証左のように思われる。新自由主義に覆われた現代社会において人種主義をいかに捉えればよいのか。またそれをどう解体しうるのかを考えるためにも、近代の統治性を系譜学的に究明する作業が必要と思われる。

註

- 1) ひろたまさき「解説」加藤周一ほか編『日本近代思想大系 22 差別の諸相』岩波書店、1990年（『差別の視線』吉川弘文館、1998年所収）。
- 2) 藤野豊「被差別部落」朝尾直弘ほか編『岩波講座日本通史 第18巻 近代3』岩波書店、1994年、133-167頁、同「部落問題と優生思想」『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版、1998年、396-413頁。
- 3) 黒川みどり『創られた「人種」』有志舎、2016年。
- 4) 拙稿「20世紀初頭におけるアカデミズムと部落問題認識——鳥居龍蔵の日本人種論と被差別部落民調査の検討から」『社会科学』通号91、2011年、125-147頁、同「賀川豊彦の社会事業と科学的人種主義：近代日本における「内なる他者」をめぐる認識と実践」坂野徹・竹沢泰子編『科学と社会の知: knowledge』東京大学出版会、2016年、105-137頁。
- 5) ミシェル・フーコー『社会は防衛しなければならない』筑摩書房、2007年、239-262頁。フーコーの統治性論については、米谷園江「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』第870号、1996年12月、77-105頁。
- 6) ローズの「心理学的複合体」という捉え方は、非行や暴力、貧困といった社会問題に対し19世紀に登場したソーシャルワークによる合理的な管理を論じたドンズロの「保護複合体」の概念に倣ったものである。ジャック・ドンズロ『家族に介入する社会』新曜社、1991年、111-198頁参照。
- 7) Nikolas Rose “The psychological complex : psychology, politics and society in England, 1869-1939”, Routledge & Kegan Paul, London, 1986
- 8) ニコラス・ローズ『魂を統治する』以文社、2016年。
- 9) 横井敏郎「明治後期の都市と部落」『部落問題研究』第105号、1990年5月、89-110頁。
- 10) 田中勝文「児童保護と教育、その社会史的考察」『名古屋大学教育学部紀要』第12号、1965年9月、125-146頁。
- 11) 「特種部落」概念そのものの成立については、小島達雄の膨大な史料探査にもとづく基礎研究がなされ、研究者が共有すべき土台が提供されている。小島達雄「被差別部落の歴史的呼称の問題」『ひょうご部落解放』第39号、1990年6月、66-123頁、同「被差別部落の歴史的呼称をめ

- ぐって」領家讓編『日本近代化と部落問題』明石書店、1996年、157-220頁、同「「特殊部落」観成立前史」『ひょうご部落解放』第98号、2001年3月、78-127頁、同「被差別部落の名称問題に関わって」『関西学院大学人権研究』第6号、2002年3月、53-70頁を参照。
- 12) 生駒郡長「就学児童出席奨励方法」『奈良県報』第520号、1899年9月22日。
 - 13) 無署名「特殊部落の不就学児童」『児童研究』第13巻第2号、1909年、71頁。
 - 14) 日本児童学会の前身、日本教育研究会の機関誌として創刊された『児童研究』は、「児童研究の必要」と題する論説のなかで次のように述べている。「幼児の保育は、如何なる用意と方法とを以てなすべきものぞ。児童の教育は如何なる心理上の基礎によりて行うべきものなるか。学校における児童の管理は如何なる方針と標準とによるべきものなるか。如何なる家庭の教育が児童の発達にとりてはもっとも適当なるものなるか」第1巻第1号、1898年、1-4頁。同誌はこれを心理学、教育学、医学の観点から指導し、戦前期をつうじて日本の教育関係者はじめ教育に関心を寄せる保護者に影響を与えた。
 - 15) ト部豊次郎『全国慈善大会史』慈善同盟団体事務所、1904年、49頁。（社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第1巻、日本図書センター、1985年所収）。
 - 16) 高島1909年参照。同書は科学的知見にもとづく児童教育法を学校や家庭に普及する目的で刊行された。高島の主著の一つとされ、「実に津々浦々に至るまで教育者間に争うて購読され」る程の強い影響力を与えたとされる。丸山鶴吉『高島先生教育報国六十年』高島先生教育報国六〇年記念会、1940年、94-95頁。
 - 17) 高島平三郎『児童心理講話』広文堂、1909年、382頁。
 - 18) 高島平三郎「児童学講義 第六章 個体発生と系統発生」『児童研究』第15巻第7号、1902年、243-244頁。
 - 19) 当時、この説は「約説原理」として日本に紹介され、生物学をはじめ、心理学や教育学、文学、哲学など幅広い分野に影響を及ぼしたことが窺われる。ヘッケルの発生学説については、ステューヴン・J・グールド『個体発生と系統発生』工作舎、1987年、佐藤恵子『ヘッケルと進化の夢：一元論、エコロジー、系統樹』工作舎、2015年を参照。
 - 20) 村田『発達心理学入門』培風館、1987年、同『発達心理学史』培風館、1992年。
 - 21) 前掲「児童研究の必要」を参照。
 - 22) 野村「日本における児童研究の歴史的展開」『福岡教育大学紀要』第52巻第5分冊、2003年、101-116頁。
 - 23) 高島『家庭教育講話』静岡市教育会、1903年、59-60頁。
 - 24) 高島『児童心理講話』広文堂、1909年、3頁。
 - 25) 高島とともに日本児童学会の創立に関わった松本孝次郎は、19世紀末に西洋で勃興したロンブローゾらの犯罪学を紹介し、犯罪者には身体上および精神上の変質徴候が見られること、また犯罪原因となる病的状態の原因が神経系統の発達不完全に求められること、先天的な犯罪傾向は遺伝することなどを述べている。松本はこうした知見を背景に「児童教育は病理学と関係を有す。貧賤及び犯罪の原因を攻究し、其の処置に関する方法を攻究し、其の措置に関する方法を究めんとするものは、大に児童を研究せざるべからず」と、児童研究は社会病理学に応用しうること、とりわけ「浮浪の徒、納税の義務を全うせざるもの、その他犯罪人」の矯正に貢献しうることを強調している。松本孝次郎「社会改善と児童研究」『児童研究』第2巻第5号、1900年、4-8頁。
 - 26) 高島平三郎『児童研究』『感化救済事業講演集』内務省地方局、482頁（『戦前期社会事業史料集成』第20巻、社会福祉調査研究会、1985年所収）。

- 27) 高島平三郎「児童ト犯罪ニ就テ」『警察協会雑誌』第 212 号, 1918 年, 1-10 頁・第 213 号, 1918 年, 1-13 頁。
- 28) ポール・ワインドリング「ヘッケルとダーウィニズム」『現代思想』第 21 巻第 2 号, 1993 年, 155-167 頁。富士川はヘッケルの一元論に強い思想的影響を受け, 独自の親鸞解釈にもとづく仏教論を展開したこともよく知られている。「富士川游先生」編集委員, 『富士川游先生』「富士川游先生」刊行会, 1954 年, 富士川英郎『富士川游』小澤書店, 1990 年を参照。
- 29) 富士川游「児童の養護」『児童研究』第 19 巻第 6 号, 1916 年, 11-12 頁。
- 30) 宮崎かすみ「変質論とヨーロッパの内なる他者」『横浜国立大学教育人間科学部紀要. II. 人文科学』第 6 号, 2004 年, 113-133 頁。
- 31) モレルとマニャンによると, 不衛生な職業や劣悪な栄養状態, 疾病やアルコールの摂取など, 生存に適さない環境に人間が置かれるとき, その負荷によって病的徴候が現れ, 器質的な「変性」が起こる。この「変性」は遺伝によって子孫に影響を及ぼし, 心身の疾患や犯罪を引き起こす原因となる, と唱えた。当該期における「変質」概念の広がりについては, 松原洋子「明治末から大正期における社会問題と遺伝」『日本文化研究所紀要』第 3 号, 1997 年参照。
- 32) 富士川游「日本人の頽廢的徴候」『第三帝国』第 15 号, 1914 年, 11 頁。他にも「変質」に関する論考として, 同「学生ノ身体ノ変悪」『児童研究』第 12 巻第 3 号, 1908 年, 81-88 頁, 同「変性に就いて」『監獄協会雑誌』第 21 巻第 6 号, 1908 年, 4-15 頁・第 7 号, 1908 年, 14-24 頁, 同「出産の減却, 国民の頽廢」『第三帝国』第 8 号, 1914 年, 9 頁, 同「変性と低能」『慈善』第 8 巻第 2 号, 1916 年, 19-26 頁を参照。
- 33) 富士川「変性に就いて」『監獄協会雑誌』第 21 巻第 6 号, 1908 年, 4-15 頁・第 7 号, 1908 年, 14-24 頁。
- 34) 「変性」とは, 「遺伝的に顕はるる所の解剖的及び生理的特性」であり, 「身体構造の定型が, 身体及び精神の疾病のために, 尋常より離るるものにして, この変性は遺伝に因りて, 伝へられ, 其子孫は, 生れながらにして, 之を享受するもの」とする。また「世に所謂奇人, 不良少年, 怠惰者, 流浪者等の内には, この精神の変性を有するもの甚だ多かるべし」という。前掲・富士川「学生ノ身体ノ変悪」『児童研究』第 12 巻第 3 号, 1908 年, 81-88 頁を参照。
- 35) 富士川「変性と低能」『慈善』第 8 巻第 2 号, 1916 年, 19-26 頁。
- 36) 富士川「遺伝に就て」『監獄協会雑誌』第 25 巻第 9 号 1912 年, 13-24 頁・第 10 号, 1912 年, 10-16 頁。
- 37) 日本児童研究会による第一回講習会(1908 年)の内容をまとめた富士川游, 呉秀三, 三宅鉦一『教育病理学』同文館, 1910 年でも, 児童の心身に生じる異常や障害が, 遺伝や変質のメカニズムによって生じることが医学的見地から解説されている。北沢清司「解説」児童問題史研究会監修『日本児童問題文献選集 21』日本図書センター, 1984 年, 1-12 頁を参照。
- 38) ト部豊次郎『全国慈善大会史』慈善同盟団体事務所, 1904 年(社会福祉調査研究会編『戦前期社会事業史料集成』第 1 巻, 日本図書センター, 1985 年所収)を参照。
- 39) 富士川は社会医学の研究目的として次の事項をあげている。「(一) 社会的予防策(結核, 梅毒, 酒毒, 癌腫等所謂国民病ノ予防), (二) 貧民救恤ニ於ケル医家ノ地位及責任, (三) 疾病保険ニ於ケル医家ノ地位及責任, (四) 社会的看護, (五) 鑑定者トシテノ医家ノ地位及責任, (六) 監獄医ノ地位及責任, (七) 売淫者ノ医学的監督, (八) 市医, 町医, 村医ノ地位及責任, (九) 学校医ノ地位及責任, (十) 港医(船医)ノ地位及ビ責任, (十一) 各種職業ニ於ケル監督機関トシテノ医家ノ地位及ヒ責任」。富士川「社会医学」『中外医事新報』第 619~620 号, 1906 年。

- 40) 天野マキ「富士川游の社会事業」『東洋大学社会学部紀要』第30巻第1号1993年、47-76頁を参照。
- 41) 横山『日本の下層社会』岩波文庫版、1985年（原書は1899年）、45頁。
- 42) 原田『乞食』1902年、40、23、26頁。
- 43) 石川『東京学』育成会、1909年、533頁。
- 44) 無署名「鎌太郎の研究」（1）～（5）『朝日新聞』8月22日～26日、1913年、22-26頁。
- 45) 留岡「新平民の改善」『人道』第28号、1907年、2-10頁。
- 46) 留岡「新平民の研究」『警察協会雑誌』第92号、1908年、49-56頁・第93号、1908年、71-74頁・第94号、1908年、44-49頁・第96号、1908年、39-43頁。
- 47) 留岡「第二回 我国の特種救済事業」同志社大学人文科学研究所編『留岡幸助著作集 第二巻』、同朋舎、1979年（原本は1909年）、588-613頁。
- 48) 前掲留岡「第二回 我国の特種救済事業」1909年、588-613頁。
- 49) 海野『日本人種改造論』富山房、1910年、145-146頁。
- 50) 紙幅の都合からここでその議論を詳細に検討することはできないものの、実際には海野のごとく遺伝決定論をとるものは少数で、主流となることはなかった。だが、遺伝と環境をめぐる議論に一定に変化をもたらし、例えば、「異常」や「変質」は「悪質遺伝」を有する者に、劣悪な環境が関与することで発現する、などの説明により整合化がはかられていった。
- 51) 中川「感化救済と人種改良」『人道』第82号、1912年、3-5頁。
- 52) 浮田「人種改良と結婚問題」『人道』第99号、1913年、5-7頁。
- 53) 河上「遺伝と教育」『第三帝国』9月号、1917年、26-27頁。
- 54) 豊島区史編纂委員会『豊島区史 通史編 二』1983年、317-346頁。
- 55) 影山任佐「日本犯罪学会および犯罪学の歴史的研究 I 日本犯罪学会誕生と日本精神に学の先駆者（杉江董）」『犯罪学雑誌』第79巻第4号、2013年、101-132頁。
- 56) これらの分類はアメリカの優生学運動でも盛んに用いられたことで知られる。三宅鉦一はいち早くこうした概念を日本に紹介し、教育、治療、保護などにかかわる社会事業分野の担い手たちに浸透していったことが窺われる。三宅「精神發育停止」『精神病学診断及治療学』（第15章）、1908年、同「精神薄弱の児童 定義及び分類」富士川游 呉秀三 三宅鉦一『教育病理学』同文館、1910年、同「精神病的中間者」『監獄協会雑誌』第22巻第6号、1-20頁、1909年6月、7号、1-18頁、1909年7月、同『白痴及低能児』吐鳳堂書店、1914年などを参照。また「白痴」「痴愚」「魯鈍」の概念については、寺本晃久「知的障害」概念の変遷『現代社会理論研究』第10号、2000年参照。
- 57) 中央慈善協会編『精神異常者と社会問題』中央慈善協会、1918年11月は、こうした事態を明瞭に物語る刊行物といえよう。なお兵頭晶子は同書の呉秀三ら精神医学者の社会問題理解から社会事業における「危険性の予防」という主題に論究している。兵頭『精神病の日本近代』青弓社、2008年、pp.136-138および第7章を参照。
- 58) 石井「白痴者に就て」『警察協会雑誌』第229号、1919年、11-22頁・330号、1919年、5-16頁。
- 59) 安達「収容数と低脳者との率に就て」『慈善』第7巻第4号、1916年、26-34頁。
- 60) 石井「岡山孤児院経営談」『慈善』第3巻第1号、1911年、21-30頁。
- 61) 無署名『人道』第42号、1908年、13頁。
- 62) 無署名『人道』第42号、1908年、13頁。

- 63) 留岡幸助の社会事業および感化教育については、室田保夫『留岡幸助の研究』不二出版、1998年、二井仁美『留岡幸助と家庭学校』不二出版、2010年を参照。
- 64) 留岡『部落改善事業』岐阜県内務部地方課、1921年。
- 65) 留岡前掲「第二回 我国の特種救済事業」『留岡幸助著作集 第二巻』同志社大学人文科学研究所、1979年（原本は1909年）、588-613頁。
- 66) 『留岡幸助日記・手帳』（同志社大学人文科学研究所所蔵複写版、原本番号59）。
- 67) 『細民部落改善協議会速記録』1912年。
- 68) 生江「隣保事業」『社会事業』第7巻第2号、1923年5月、141-151頁。
- 69) 部落解放研究所編『新編 部落の歴史』解放出版社、1993年、127頁。
- 70) 藤野豊「米騒動における被差別部落主導論の成立」藤野ほか『米騒動と被差別部落』（第3章）雄山閣、1988年、41-70頁。
- 71) 金子「富山県の女一揆に対する精神病的考察」『社会と救済』第2巻第12号、1919年、892-897頁。

要 旨

本稿では一九世紀末から二〇世以前半期にかけて、グローバルに伝播した人間統治に関する新たな知識・技術・制度のもとで部落問題が人種主義と共鳴しながら成立した過程を、近代の生政治との相関のもとに考察する。

日本では、部落問題は長らく前近代社会における封建的身分制度の残滓として理解されてきた。しかし、身分解放令が出されてから約一五〇年が経過し、近代化と経済成長をとげた現代にも差別が存在することを鑑みれば、従来の解釈枠組がもはや現実を合理的に説明しえていないことは明らかであり、近代社会が差別を生み出す構造や機序の解明が求められている。

M・フーコーは、人間の健康や生死に働きかけ、その生を効率化・極大化する権力の働きを近代資本主義下の統治の特徴として論じ、これを「生-権力」と呼んだ。この権力は生物学的な種という観点から人間を集合化した塊（人口）として捕捉し、その生命プロセスに介入することにより、社会全体の生産性を高めることを目標としている。

人口規模で人間を統治する生政治において重要な役割を果たしたのが、生理学や医学、心理学などの〈知〉であった。これらの科学は人間の状態に関する「標準」像を提供し、全ての人間を「正常」か「異常」かに振り分けることを可能とする。そして心身の発育や発達の「定型」から逸脱していると判定された人びと（貧民、浮浪者や障害者、精神病者、犯罪者、娼婦など）は、遺伝や環境を介して同様に危険な子孫を社会に送り出し、社会や国家の衰退をもたらす危険な存在として、教育、治療、矯正の対象とされていく。

こうした「異常」とされる人びとに対する眼差しは、エスニックな社会集団に対する眼差しと連結されることで、新たな人種差別主義を生み出していった。日本国内では、被差別部落民が危険な集団として見出され、政府は人びとの生活を改良し心理状態の善導を企図して社会改良政策を開始していく。近代的人間の主体化とその管理を実現する統治のあり方と連動しながら近代の部落問題が「成立」した過程を分析する。

キーワード：被差別部落 部落問題 マイノリティ 生政治 統治

Summary

This paper examines the formation of Buraku (discriminated village) problem from the end of the 19th century to the first half of the 20th century in Japan, with particular focus on its relationship with racism propagated globally by the installment of new knowledge, technology, and systems. The Japanese Buraku problem has long been considered as the product of feudal status systems existing from the pre-modern period. More than 150 years have passed since the enactment of status liberation, however, discrimination continues in modern Japanese society in spite of its economic growth. In other words, the conventional framework for interpreting Buraku problem is no longer convincing. Therefore, we need to elucidate the structure and mechanism which cause discrimination in modern society.

Michel Foucault argues that governance under modern capitalism can be explained by his term “bio-politics” which regulates human health, life and death in order to maximize the labor efficiency. Knowledge, such as physiology, medicine, and psychology, play important roles in terms of creating biopolitics that govern the human body as a block of population. These sciences also provide a “standardized” image of the human condition whilst classifying those who are “normal” and those who are “abnormal.” Those who are classified as deviating from the “standard” of mental and physical development (ex. poor, vagrant and disabled, psychotic, criminal, widow) are seen as sending dangerous elements to society though using genetics and environment. Therefore, they become subjects for education, treatment, and correction in order to prevent society deteriorating.

Such perspectives on “abnormal” people were usually linked to the ethnic groups in the society which has produced new types of racism. In Japan, the villagers in Buraku have been seen as a dangerous element, and the Japanese government in the said above period had launched various social improvement policies in order to enhance the quality of lives and psychological states.

Keywords: Buraku problems, minority, biopolitics, governance